

## 和歌山地方裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

平成27年6月1日（月）午後1時30分から午後4時00分まで

### 第2 開催場所

和歌山地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

（委員）

今井博文，岡 俊介，岡本賢司，佐村浩之（委員長），山東美代，富山信彦，  
西 直哉，西倉 匡，橋本眞一

（五十音順，敬称略）

（オブザーバー，事務担当者又は庶務）

浅見刑事部総括裁判官，安村事務局長，田中民事首席書記官，吉田刑事首席書記官，遠藤事務局次長，小切刑事次席書記官，北田刑事訟廷管理官，大本家裁総務課長，四元家裁総務課課長補佐，奥野家裁庶務係長

### 第4 議事

#### 1 開会

#### 2 所長挨拶

#### 3 新任委員紹介

#### 4 前回の議事概要等

説明者（家裁総務課長）が，前回委員会テーマ「裁判所の人材育成について」に関する報告を行った。

#### 5 テーマ「裁判員制度について」

(1) 裁判所，検察庁及び弁護士会から，裁判員制度に関する実情，課題及び取組について（裁判員の精神的負担への配慮等），それぞれ説明を行った後，裁判員裁判の手続で利用する施設見学を行った。

## (2) 意見交換

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士），△：3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），■：オブザーバー，事務担当者又は庶務】

● 裁判員又は補充裁判員の方のために設けられた裁判員メンタルヘルスサポート窓口の相談では，臨床心理士等によるカウンセリングを行っているということですが，窓口への相談ではなく，裁判所に問い合わせがあった場合には，裁判所ではどのような対応をされているのでしょうか。

■ 現在のところ，メンタルヘルスの関係で，裁判所に直接問い合わせがあったことはなく，これまで裁判員の方からあった電話のほとんどが，担当事件の控訴の有無についての問い合わせです。これについては，裁判員の方にはお伝えするようにしています。

なお，仮に裁判所に直接問い合わせがあった場合には，話を聞くだけでも力になれると考えています。例えば，裁判員等経験者から裁判所に電話があるということは，何かのサインだと思いますので，裁判官や担当書記官から話を聞いて，何のために電話をかけられたのかを聞き出し，裁判員メンタルヘルスサポート窓口を紹介するなどして，話をつなげていくことが大切であると思っています。

○ 裁判員候補者に配られる当日質問票には，「事案の概要を見て，精神的に耐えられそうもないので，辞退を希望しますか。」との問いがありますが，辞退を希望すれば，ほぼ100%認められるのでしょうか。

■ 裁判官で評議して決めています，広く認める方向にはあります。

○ 仮に辞退を認めず裁判員となった場合で，裁判の途中で証拠の現場の写真等を見たくないとしたときには，それは認められるのでしょうか。

■ 裁判員になって判断していただく以上，証拠の一部を見なくていいということは申し上げることはできません。つまり，正しい判断をするために必要

な証拠を当事者が提出してきていますので、裁判官から見なくていいということとは言えません。ですから、裁判員に選任されると証拠はきちんと見ていただく必要があります。

なお、裁判官は、証拠が提出されたときには、裁判員に目配りするようにしており、また、休憩時などにも裁判員に声掛けをすることを心掛けているところではあります。

○ 企業にとってもメンタルヘルスは非常に重要であり、部下の日々の行動から出ているシグナルを見逃さないことが大事で、日々のコミュニケーションを見るのが大切であるといわれているところですが、裁判が終了して1か月後に裁判所から裁判員にお手紙を送られるという説明がありましたが、1か月という期間は妥当なのでしょうか。

■ 専門家である臨床心理士からは、裁判の終了直後というのは気が張っており、間を空けて1か月くらい経ってからというのも一つの目処であるということをお聞きしたことがあり、1か月後ということで対処しているところではあります。

○ 裁判員に選ばれたことを上司に相談してもいいのですか。

■ 必要であれば上司に相談することは構いません。

○ 平成26年9月30日付け福島地裁の判決（裁判員に選任され、その職務によって急性ストレス障害を発症したことによる国家賠償請求訴訟の事案）によれば、裁判員のメンタルサポートセンターに電話をすると、面談によるカウンセリングは東京で実施していると話があったようですが、裁判員メンタルヘルスサポート窓口のパンフレットによれば、全国47都道府県214か所の提携機関でカウンセリングを受けることができるとの記載がありますが、現在は東京まで行く必要はないということですか。

■ 複数の提携機関でカウンセリングを受けていただくことができます。

● 当日質問票の「事案の概要を見て、精神的に耐えられそうもないので、辞

退を希望しますか。」との問いについては、事案によっては、その問いを付けないことはあるのですか。

- そういうことになります。
- その問いを行った事件で、当日、辞退を希望された人は、何割くらいいたのですか。
- はっきりとした数字ではありませんが、3分の1くらいとの印象でした。
- 3分の1くらいの方が辞退を希望した場合に、その方に裁判員又は補充裁判員になってもらうことはあるのですか。
- 先ほど申し上げたように、辞退は広く認める方向にあります。辞退がある程度予想される事件は、呼び出す裁判員候補者の人数を多くしており、そういう意味では、裁判員候補者の皆様には御負担をおかけすることになりますが、呼び出す人数が少ないと、裁判員が足りず裁判が開けないということにもなりかねませんので、御了解いただきたいと思っております。
- 証拠の申請について、必要性がないということで制限することは考えられるのでしょうか。
- 刺激証拠の申請については、法曹三者の間で検討が進んでいると思いますが、裁判というのは事実に基づいて判断します。そのため、仮に事実を正しく判断するための必要な証拠が万一その1点しかないというのであれば、刺激性があったとしても、採用せざるを得ないので、裁判員候補者の皆様には事前に辞退の希望の告知をして、それに耐えられる方に裁判員になっていただくしかないと思っております。裁判員裁判といっても、正しい判断のためには、正確に事実の認定をする必要があります。そのためには適切な証拠によらなければならないことが前提にありますので。問題は、刺激性のある証拠でしか正しい事実の認定ができないのか、他の証拠で代替できないのかということになると思っております。

現在は裁判員裁判の蓄積がありますので、裁判官は、裁判員にとって大変

夫な証拠であるのかなど、評議を見据えて総合的に証拠の申請について判断しており、当事者がこの証拠なら大丈夫だろうという話があっても、一定の制限をかけることはあります。

なお、それはあくまでも当事者が考える証拠ではなくともイラスト等に変更しても正しい判断をするための事実の認定ができるという観点からの話になります。

- 刺激証拠というのは、個人差があるものでしょうか。
- 個人差は当然あると思います。例えば裁判員候補者の方で辞退を希望された場合には、ぜひとも裁判員から外してほしいと思います。そうしないと一生トラウマになるでしょうし、そういう人を裁判員に選ばないような措置を講じておいてほしいと思います。また、辞退を考えていない人でも、刺激証拠を見ることによって、何か起こる可能性はあるので、そういう場合にはメンタルヘルスで対応できるようにしておいてほしいと思います。
- メンタルで弱い人は真面目な人ですので、裁判員に選ばれたという意識が強い人がメンタルになるということが多いように思います。
- 裁判員にとっては、審理期間があまりに長いと、長い間職場を空けることになるので、職場に戻ったときに職場でストレスを感じるということもあるのではないのでしょうか。そういう面で何らかの配慮は考えられているのでしょうか。
- 裁判員等選任手続における、選任期日のお知らせ（呼出状）と質問票を送付する際に、裁判所に来ていただく日程を記載していますので、日程が長くなるとどうしても会社を休めないという事情がありましたら、辞退を認めるかどうかは裁判所が判断しますが、その事情を質問票に書いていただいて裁判所に返送していただくこととなります。そのため、選任期日に来ていただく裁判員候補者の方は、基本的に、日程については都合が合う方ということにはなります。

なお、仕事が忙しいというだけの理由では辞退はできないことになっていますが、とても重要な仕事があり、ご自身が処理しなければ、事業に著しい損害が生じる場合等には辞退が認められることになっています。

○ 企業において、仕事は係や班単位で行っていますので、一緒に仕事をしている人に迷惑をかけてしまうということで、抵抗感があるのではないのでしょうか。

■ 裁判員広報活動として、裁判官による企業等への出前講義を実施し、裁判員の辞退率が下がるように努力しているところです。

○ 裁判員のことを考えて証拠を提出されていることを知ることができ、参考になりました。

6 次回委員会の意見交換テーマ

専門的知見の活用について

7 次回委員会の開催日時

平成27年11月16日（月）午後1時30分

8 閉会